明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令（九六）　二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（九七）　二
〔府　令〕
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府一九）　二
〔省　令〕
○農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二四）　五
〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁三七）　五
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一六一）　六
○日本国に帰化を許可する件（同一六二）　六
○労働安全衛生法第七十五条の十の規定により指定試験機関に試験事務の一部を休止する許可をした件（厚生労働一三三）　七
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産七三〇）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七三一～七三三）　八
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（国土交通三六四、三六五）　八
○運輸審議会から答申があった件（同三六六）　八
○大戸川ダムの建設に関する基本計画を廃止した件（同三六七）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局五二、五三）　八
〔人事異動〕
内閣　宮内庁　総務省　公害等調整委員会　法務省　財務省　特許庁　最高裁判所　八
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　九
国家試験
東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度国家公務員採用Ⅰ種試験の受験手続に関する特例の公告（人事院）　九
東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度国家公務員採用Ⅱ種試験の受験手続に関する特例の公告（同）　一〇
東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度国税専門官採用試験の受験手続に関する特例の公告（同）　一〇
東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度労働基準監督官採用試験の受験手続に関する特例の公告（同）　一〇
東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度法務教官採用試験の受験手続に関する特例の公告（同）　一〇
東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度海上保安学校学生採用試験（特別）の受験手続きに関する特例の公告（同）　一〇
〔公　告〕
諸事項
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
官庁
財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局の役員の任命関係　一〇
会社その他
株式会社の定款変更、解散、清算、合併、会社更生、再生関係　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令（政令第九六号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　新株予約権証券の取得勧誘又は売付け勧誘等が少人数向け勧誘に該当しないための要件において、当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数に合計することとなる過去に行われた当該新株予約権証券と同種の有価証券に該当する新株予約権証券の取得勧誘又は売付け勧誘等から当該新株予約権証券の発行者の役員、使用人等を相手方として行ったものを除外することとした。（第一条の六及び第一条八の三関係）

2　監査証明が不要となる外国証券の発行者が提出する財務計算に関する書類に、「受益証券発行信託の受益証券」を追加することとした。（第三五条関係）

二　公認会計士法施行令の一部改正関係

外国会社等財務書類の対象となる有価証券に、「受益証券発行信託の受益証券」を追加することとした。（第三〇条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九七号）（国土交通省）

1　船舶等からの廃棄物の排出基準について、拡大カリブ海域に係る特例を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二三年五月一日から施行することとした。